

建設工事等の入札に参加される方へ

令和4年4月1日から建設工事における 低入札価格調査及び最低制限価格基準の 参入率の見直しを行いました

本県では、建設工事及び調査・設計等の業務委託において、ダンピング受注を防止し、工事等の品質確保を図るため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入しています。

今回、建設工事における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定にあたっての計算式につき、一般管理費等について参入率を見直しました。

ア. 見直しの内容

	調査基準価格及び最低制限価格基準の 計算式における一般管理費等の参入率の見直し
工事 及び製造	予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。 (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額 (4) 一般管理費等に100分の <u>68</u> を乗じて得た額

イ. 実施時期

令和4年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札に適用します。

算定方法についての留意事項

(調査基準価格、最低制限価格) (赤字部分が見直し箇所)

(1) 『工事費の内訳からの算定』を行う。

直接工事費の100分の97の額 (1円未満切り捨て)

共通仮設費の100分の90の額 (1円未満切り捨て)

現場管理費の100分の90の額 (1円未満切り捨て)

一般管理費等の100分の68の額 (1円未満切り捨て)

各項目の合計金額を計算。

(2) 『調査基準価格の範囲』を計算する。

[上限額]

予定価格(税抜)の92%(1円未満の端数を切り捨て)

[下限額]

予定価格(税抜)の75%(1円未満の端数を切り捨て)

(3) 『(1)の合計金額と(2)の価格の範囲を比較』を行う。

① (1)の額が(2)の上限額と下限額の範囲内の場合は、(1)の額を適用し、1万円未満の端数を切り捨てる。

② (1)の額が(2)の上限額を超える場合は(2)の上限額を適用し、(1)の額が(2)の下限額に満たない場合は(2)の下限額を適用し、1万円未満の端数を切り捨てる。

(4) 『調査基準価格(税込)』の決定

(3)で算出した価格に110%を乗じたものを調査基準価格(税込)とする。

(5) 『調査基準価格(税抜)』の決定

(4)で算定した価格の110分の100で算出したものを調査基準価格(税抜)とする。

※最低制限価格制度の場合は、「調査基準価格」を「最低制限価格」と読み替えてください。

算定方法についての留意事項 (価格失格判定基準)

1 予定価格 5,000 万円以上の工事

(1) 『工事費の内訳からの算定』を行う。

直接工事費の 100 分の 75 の額 (1 円未満切り捨て)

共通仮設費の 100 分の 70 の額 (1 円未満切り捨て)

現場管理費の 100 分の 70 の額 (1 円未満切り捨て)

一般管理費等の 100 分の 30 の額 (1 円未満切り捨て)

各項目の合計金額を計算。

(2) 『価格による失格』を判定する。

(1) の額から 1 万円未満の端数を切り捨てた金額と入札価格を比較して、判定する。

2 予定価格 1 億円以上の工事

(1) 『工事費の内訳からの算定』を行う。

直接工事費の 100 分の 75 の額 (1 円未満切り捨て)

共通仮設費の 100 分の 70 の額 (1 円未満切り捨て)

現場管理費の 100 分の 70 の額 (1 円未満切り捨て)

一般管理費等の 100 分の 30 の額 (1 円未満切り捨て)

(2) 『価格による失格』を判定する。

(1) のそれぞれの額とそれに対応する入札者の入札価格の内訳金額を比較して、判定する